

特集《弁理士と隣接する人》

コンセント制度に係る商標審査基準の改訂と実務対応について 弁理士に期待すること



前 特許庁審査業務部商標課商標審査基準室 室長 庄司 美和*

要 約

本稿では、コンセント制度に係る商標審査基準の改訂内容とその背景について解説し、令和8年4月1日以降の審査の考え方や実務上の留意点を整理した。制度導入後に蓄積された適用事例の分析を踏まえ、出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合や、出願商標と先行登録商標が使用される商品又は役務の出所が実質的に同一である場合は、混同を生ずるおそれがないと判断できる旨が明確化された点が改訂の重要なポイントである。また、コンセント制度が整備されるまでの過渡的措置として設けられていた既存の基準項目を削除し、審査基準の体系を整理した点にも言及した。あわせて、コンセント制度の適用を主張するにあたっては、事案に応じた具体的な主張立証や審査官との適切なコミュニケーションが重要であることを示した。

目次

1. はじめに
2. コンセント制度に係る商標審査基準改訂の全体像
 2. 1 コンセント制度とは
 2. 2 審査基準改訂のポイント
 2. 3 審査基準改訂に至った背景
 - (1) 混同を生ずるおそれがないと判断できる場合の明確化
 - (2) 既存の審査基準の一部項目削除
3. 改訂後の審査の考え方
 3. 1 出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合
 3. 2 支配関係等がない場合
 3. 3 混同を生ずるおそれがないことの主張・立証に関する留意点
 - (1) 混同を生ずるおそれがないことの具体的な説明の必要性
 - (2) 提出資料の取扱いと閲覧に関する留意点
 - (3) 審査官とのコミュニケーションの活用
4. おわりに

1. はじめに

商標法では、他人の登録商標（以下「先行登録商標」といいます。）又はこれに類似する商標であって、当該商標に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似するものについて商標登録出願をした場合には、商標登録を受けることができない旨が規定されています（商標法第4条第1項第11号）。令和5年6月14日に公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により導入されたコンセント制度は、同号に該当する商標であっても、先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標（以下「両商標」といいます。）との間で混同を生ずるおそれがないものについては、商標登録を認めるものです（商標法第4条第4項）。

* 現 特許庁審査業務部雑貨繊維 審査長

コンセント制度については、令和7年4月に同制度を適用した初の商標登録を行いました。これ以降、特許庁では、混同を生ずるおそれの有無について慎重な審査を行いつつも、着実に同制度の適用事例を増やしてきました。

そして、積み重ねた適用事例を分析した結果、混同を生ずるおそれがないと判断できる場合を一部明確化することが可能と考え、昨年度、商標審査基準の改訂を行いました。本改訂により、コンセント制度の適用を求めるユーザーの適切な主張立証が容易となり、コンセント制度の更なる活用が期待されます。

本稿では、コンセント制度に係る商標審査基準の改訂について説明するとともに、コンセント制度の適用を主張するにあたって、弁理士の皆様に期待する実務上留意いただきたい点や、参考となる事例についても紹介します。日頃、商標実務に携わる弁理士の皆様にとって、本稿がコンセント制度についての理解を深める一助となりますと幸いです。

2. コンセント制度に係る商標審査基準改訂の全体像

2. 1 コンセント制度とは

今般の改訂について説明する前に、コンセント制度とは何かを改めて説明します。

コンセント制度は、第4条第1項第11号に該当する商標（先行登録商標と同一又は類似の商標であって、当該商標に係る指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの）であっても、出願人が商標登録を受けることについて先行登録商標権者の承諾を得ており、かつ、両商標の間で混同を生ずるおそれがないものについては、商標登録を認めるものです（第4条第4項）⁽¹⁾。中小・スタートアップ企業等による知的財産を活用した新規事業でのブランド選択の幅を広げる必要性や、諸外国・地域において同様の制度が導入されていることを踏まえた国際的な制度調和の観点から、コンセント制度は、令和5年の法改正により導入され、令和6年4月1日以降の出願から、同制度の適用が可能となっています。

コンセント制度の適用の判断にあたっては、①先行登録商標権者の承諾があること、②両商標の間で混同を生ずるおそれがないこと、の2つの事項について証明する書類の提出が必要となります。当該書類が提出されたときは、審査官は、両商標に関する具体的な事情を考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断します。また、混同を生ずるおそれがないといえるためには、査定時現在のみならず、将来にわたっても混同を生ずるおそれがないと判断できることが必要です⁽²⁾。

なお、コンセント制度の適用により併存登録された商標については、登録後の混同防止を担保するため、一方の権利者の使用により他の権利者の業務上の利益が害されるおそれのあるときは、当該使用について両商標間における混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求（混同防止表示請求）することができます（第24条の4第1号及び第2号）。また、一方の権利者が不正競争の目的で他の権利者の業務に係る商品又は役務（以下「商品等」といいます。）と混同を生ずる使用をしたときは、何人もその商標登録を取り消す審判（不正使用取消審判）を請求することができます（第52条の2第1項）。

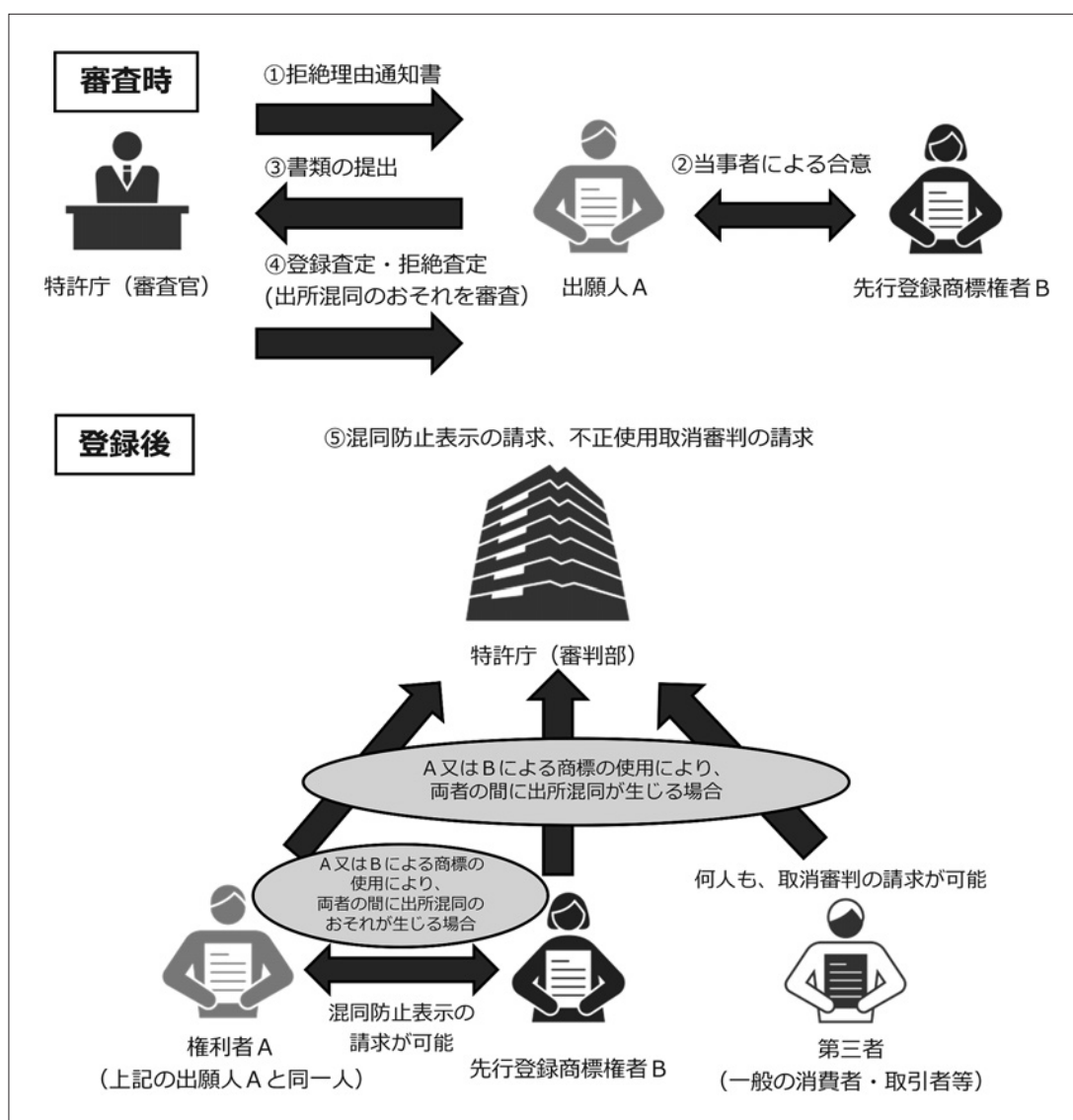


図 1 コンセント制度のイメージ⁽³⁾

2. 2 審査基準改訂のポイント

特許庁は、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第 37 回及び第 38 回商標審査基準ワーキンググループにおける検討並びにパブリックコメントを踏まえて、コンセント制度に係る商標審査基準を改訂し、商標審査基準〔改訂第 17 版〕を令和 8 年 2 月に公表しました。同基準は、令和 8 年 4 月 1 日以降の審査に適用されています。今般の審査基準改訂のポイントは、次のとおりです。

＜商標審査基準改訂のポイント＞

(1) 混同を生ずるおそれがないと判断できる以下の場合の明確化（第4条第4項）

- 出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合は、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う。
- 両商標が使用される商品又は役務の出所が実質的に同一である場合は、混同を生ずるおそれがないと判断する。

(2) 既存の審査基準の一部項目削除（第4条第1項第10号及び第11号）

- 第4条第1項第11号の審査基準における「11. (4) 商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について」及び「13.出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い」（以下「両基準」という。）について、両基準はコンセント制度が整備されるまでの過渡期において運用されていたものであるところ、コンセント制度の導入及び上記（1）の審査基準改訂に伴い、別途審査基準上に記載する必要がなくなることから、同号の審査基準から削除。
- 第4条第1項第10号の審査基準において、両基準が準用されていたところ、同号において適用される事例が著しく乏しく、審査基準に明記する必要がないことから、同号の審査基準から両基準に係る記載を削除。

図2 商標審査基準改訂のポイント⁽⁴⁾

2. 3 審査基準改訂に至った背景

それぞれの改訂のポイントについて、改訂に至った背景を説明します。

(1) 混同を生ずるおそれがないと判断できる場合の明確化

1) 出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合

平成29年4月1日以降（商標審査基準〔改訂第13版〕以降）、先行登録商標権者が出願人の支配下にある場合、あるいは出願人が先行登録商標権者の支配下にある場合、出願商標が登録を受けることについて先行登録商標権者が了承しているときは、第4条第1項第11号の審査基準に基づき、商標登録を受けることが可能となっていました。

これは、コンセント制度が整備されるまでの過渡期において、形式的には第4条第1項第11号の拒絶理由に該当する場合であっても、取引上の必要性及び需要者・取引者への影響が小さいという許容性から、混同を生ずるおそれが低いこと等を理由として、例外的に拒絶理由に該当しない旨を認めていたものです。

しかし、第4条第4項が新設され、コンセント制度が整備されたことを踏まえますと、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合については、出所の混同のおそれがないものと整理するのがより適切です。

そこで、今般の改訂では、出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合は、コンセント制度において混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われることとなりました。

2) 両商標が使用される商品又は役務の出所が実質的に同一である場合

特許庁では、令和6年4月1日の制度導入以降、コンセント制度の適用可否について、特に、混同を生ずるおそれの有無について慎重に審査を行い、令和7年4月にコンセント制度を適用した初の商標登録を行いました。その後、令和8年4月1日時点で、確認できる登録は50件であり、拒絶査定に至った件数は0件です。なお、コンセント制度の適用により登録された商標は、「特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）」において検索することが可能です⁽⁵⁾。

こうして積み重ねた事例を分析したところ、コンセント制度が適用できる事例は、大きく2つのタイプに分けられると考えました。1つは、商品と役務の関連性、需要者の共通性等の両商標に関する事情を総合的に考慮すると、両者が市場において棲み分けていると評価できることから、混同を生ずるおそれがないと判断できるタイプです。

出願人と先行登録商標権者が合意等に基づき棲み分けていると判断できる事例Ⅰ

- 出願人と先行登録商標権者の合意内容等を鑑みると、両者が市場において棲み分けられていることから、混同を生ずるおそれがないと判断した事例

コンセント適用による登録商標	商標登録番号
	登録第6916217号
	出願人
	株式会社車多酒造（石川県白山市）
	コンセント制度適用に係る指定商品
	第33類「清酒、焼酎」等
先行登録商標	商標登録番号
	登録第5991116号
	先行登録商標権者
	シャディ株式会社（東京都港区）
	後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務
	第35類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

図3 コンセント制度を適用して登録された商標の例①⁽⁶⁾

出願人と先行登録商標権者が合意等に基づき棲み分けていると判断できる事例Ⅱ

- 出願人と先行登録商標権者の合意内容等を鑑みると、両者が市場において棲み分けられていることから、混同を生ずるおそれがないと判断した事例

コンセント適用による登録商標	商標登録番号
NOCO	登録第6954617号
	出願人
	ザ・ノコ・カンパニー（アメリカ合衆国）
	コンセント制度適用に係る指定商品
	第2類「ブラシを用いて塗布するバッテリー用腐食防止塗料」等
先行登録商標	商標登録番号
NOCO	国際登録番号1714778
	先行登録商標権者
	SEW-EURODRIVE GmbH & Co. KG（ドイツ）
	後行商標のコンセント制度適用に係る指定商品
	第2類「電解腐食にさらされた表面の保護用の塗料」

図4 コンセント制度を適用して登録された商標の例②⁽⁶⁾

そして、もう1つが、出願人と先行登録商標権者の関係性等に鑑み、商品等の出所が実質的に同一であることから、混同を生ずるおそれがないと判断できるタイプです。

商品又は役務の出所が実質的に同一であると判断できる事例Ⅰ

- 主に、出願人と先行登録商標権者の関係性に着目し、商品又は役務の出所が実質的に同一であることから、混同を生ずるおそれがないと判断した事例

コンセント適用による登録商標	商標登録番号
 LAWSON UNITED CINEMAS	登録第6939829号
	出願人
	株式会社ローソン（東京都品川区）
	コンセント制度適用に係る指定役務
	第41類「映画の上映・制作又は配給」等
先行登録商標	商標登録番号
UNITEDcinemas ユナイテッド・シネマ	登録第4549986号
	先行登録商標権者
	株式会社ローソン・ユナイテッドシネマ（東京都品川区）
	後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務
	第41類「映画の上映」等

図5 コンセント制度を適用して登録された商標の例③⁽⁶⁾

商品又は役務の出所が実質的に同一であると判断できる事例Ⅱ

- 主に、出願人と先行登録商標権者が共に関与する事業の実施状況に着目し、商品又は役務の出所が実質的に同一であることから、混同を生ずるおそれがないと判断した事例

コンセント適用による登録商標	商標登録番号
グラングリーン大阪 THE NORTH RESIDENCE	登録第6927596号
	出願人
	積水ハウス株式会社、大阪ガス都市開発株式会社、オリックス不動産株式会社、関電不動産開発株式会社、株式会社竹中工務店、阪急電鉄株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、うめきた開発特定目的会社（全8社）
	コンセント制度適用に係る指定役務
	第36類「建物の売買」等
先行登録商標	商標登録番号
GRAND GREEN OSAKA グラングリーン大阪	登録第6568955号
	先行登録商標権者
	積水ハウス株式会社、大阪ガス都市開発株式会社、オリックス不動産株式会社、関電不動産開発株式会社、株式会社竹中工務店、阪急電鉄株式会社、三菱地所レジデンス株式会社、うめきた開発特定目的会社、三菱地所株式会社（全9社）
	後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務
	第36類「建物の売買」等

図6 コンセント制度を適用して登録された商標の例④⁽⁶⁾

商標審査基準〔改訂第16版〕は、コンセント制度導入時に、実案件が存在しない状態において整備されたものであり、その際にコンセント制度が適用できる事例として想定されていたのは、出願人と先行登録商標権者が合意等に基づき棲み分けていると判断できるタイプでした。

そのため、同基準においては、商品等の出所が実質的に同一であることから混同を生ずるおそれがない、と判断できる場合があることを意識した記載がなく、そのような場合があることが判然としない状況でした。

しかしながら、実案件の審査を始めてみたところ、商品等の出所が実質的に同一であることから、混同を生ずるおそれがないと判断できるケースが一定数あることが判明しました。

そこで、商標審査基準において、そうしたケースがあることを踏まえた記載を盛り込むことにより、コンセント制度をより使いやすくすることが、今般の改訂の主たる目的でした。

(2) 既存の審査基準の一部項目削除

今般の改訂では、第4条第1項第11号の審査基準における2つの取扱いが削除されるとともに、同項第10号の審査基準から、当該取扱いの準用に係る記載が削除されました。

削除された1つめの取扱いは、商標審査基準〔改訂第16版〕の第4条第1項第11号の審査基準における「11.(4) 商品又は役務の類否判断における取引の実情の考慮について」です。これは、先行登録商標権者から、先行登録商標の指定商品又は指定役務と出願商標の指定商品又は指定役務が類似しない旨の陳述がなされたときには、類似商品・役務審査基準にかかわらず、出願人が主張する商品等の取引の実情を考慮して、商品等の類否について判断することができることとするものです。

この基準は、コンセント制度が整備されるまでの過渡期において、商品等の類否判断が「類似商品・役務審査基準」に沿って行われ、必ずしも、取引の実情を十分に参酌しない場合があることから、取引の実情を知る当事者の意見を踏まえた類否判断を行う仕組みとして設けられたものです。

しかし、コンセント制度の導入により、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して、混同を生ずるおそれの有無を判断することが可能になったことから、より具体的な取引の実情を踏まえた上で出願商標の登録可否を判断することができるようになったことを踏まえ、当該基準は役割を終えたものであって、削除するのが適当とされました。

削除された2つめの取扱いは、商標審査基準〔改訂第16版〕の第4条第1項第11号の審査基準における「13. 出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取扱い」です。前述のとおり、コンセント制度が整備されたことを踏まえて、出願人と先行登録商標権者に支配関係がある場合については、コンセント制度における混同を生ずるおそれがないものとして取り扱うと整理するにあたり、第4条第1項第11号の審査基準に支配関係に関する記載を残しておくのは適切ではないため、当該基準についても削除することとなりました。

また、これら2つの項目はいずれも、第4条第1項第10号の審査基準において準用されていましたが、両項目が導入された平成29年4月から約8年間、第4条第1項第10号において適用されたケースはほとんど確認できませんでした。審査基準が審査における基本的な判断基準を記載するものであり、かつ、ユーザーの皆様にとってわかりやすいものであるべきことを踏まえ、審査基準上にこれらの項目に関する記載を残しておくことは適切でなく、必要性にも欠けると判断し、この機会に、準用に関する記載についても削除いたしました。

ただし、コンセント制度が適用され得ない出願、すなわち、コンセント制度に係る改正商標法の施行日（令和6年4月1日）前にされた出願や、第4条第1項第10号に該当する出願については、従来の取扱いの適用を受けることが可能です⁽⁷⁾。

3. 改訂後の審査の考え方

今般の改訂事項を踏まえ、商標審査基準〔改訂第17版〕のもとで行われるコンセント制度に係る審査について、概要を説明します。なお、商標審査基準の改訂に合わせて商標審査便覧の整備も行いましたので、商標審査便覧の内容にも触れつつ解説します。

3. 1 出願人と先行登録商標権者に支配関係等がある場合

- (3) 支配関係の存在により混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う場合
出願人と引用商標権者が次のいずれかの関係にあるときは、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う。
- ① 引用商標権者が出願人の支配下にあるとき。
 - ② 出願人が引用商標権者の支配下にあるとき。
 - ③ 出願人と引用商標権者が同一の者の支配下にあるとき。

図7 商標審査基準〔改訂第17版〕第3十九、4. 抜粋

図7として掲げた商標審査基準のとおり、出願人と先行登録商標権者が上記①～③のいずれかの関係にあるときは、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われます。

出願人と先行登録商標権者の間に支配関係がある場合のみならず、③出願人と先行登録商標権者が同一の者の支配下にあるときも対象となります。これは、当該者が出願人と先行登録商標権者の双方に一定の影響力を行使でき、当該者を通じて商標の適切な管理が可能であると考えられるためです。

本基準における「支配下にある」とことは、会社法（平成17年法律第86号）上の「子会社」又はこれに相当するものである場合です⁽⁸⁾。提出された立証資料（有価証券報告書、法人税確定申告書別表2（同族会社等の判定に関する明細書）、株主名簿、会社案内等）により、「支配下にある」ことが認められれば、混同を生ずるおそれの有無について具体的に検討することなく、混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われます。

なお、いわゆる孫会社や兄弟会社に該当する場合も、要件を満たせば本取扱いの対象となりますが、単なるグループ会社であることを主張・立証するにとどまる場合は、本取扱いの対象とはなりません。その場合は、出願人と先行登録商標権者の関係性や、両者が商標の使用をする商品等に係る事業の実施状況等から、商品等の出所が実質的に同一であるといえるときには、混同を生ずるおそれがないものとしてコンセンスト制度の適用を目指すことが考えられます。

3. 2 支配関係等がない場合

支配関係等の存在により混同を生ずるおそれがないものとして取り扱われる場合に該当しないときは、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して、混同を生ずるおそれがないか否かを判断することとなります。

- (4) 考慮事由
- (ア) 「混同を生ずるおそれがない」に該当するか否かは、例えば、下記の①から⑧のような、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断する。なお、引用商標と同一の商標（縮尺のみ異なるものを含む。）であって、同一の指定商品又は指定役務について使用するものは、原則として混同を生ずるおそれが高いものと判断する。
- ① 両商標の類似性の程度
 - ② 商標の周知度
 - ③ 商標が造語よりなるものであるか、又は構成上顕著な特徴を有するものであるか。
 - ④ 商標がハウスマークであるか
 - ⑤ 企業における多角経営の可能性
 - ⑥ 商品間、役務間又は商品と役務間の関連性
 - ⑦ 商品等の需要者の共通性
 - ⑧ 商標の使用態様その他取引の実情

図8 商標審査基準〔改訂第17版〕第3十九、4. 抜粋

両商標に関する具体的な事情としては、上記①～⑧のような事情が想定されますが、これらを全て主張していただく必要はありません。事案に応じて、混同を生ずるおそれがないと判断できる根拠となる事情について、適切に主張・立証していただくことが重要となります。

例えば、出願人が先行登録商標権者とは市場において棲み分けていることから、混同を生ずるおそれがないとしてコンセンスト制度の適用を目指す場合には、「①両商標の類似性の程度」が低いことは、混同を生ずるおそれを否定する方向に働く事情の1つとなり得るものと考えられます。

他方で、出願人と先行登録商標権者の商品等の出所が実質的に同一であることから混同を生ずるおそれがないとしてコンセンスト制度の適用を目指す場合においては、「①両商標の類似性の程度」は必ずしも問題とはなりません⁽⁹⁾。今般の改訂では、商品等の出所が実質的に同一であり、混同を生ずるおそれがないと判断された実案件において考慮された事情をもとに、そのような場合における考慮事由を商標審査基準上で例示しました。

(イ) 商品等の出所が実質的に同一であり、混同を生ずるおそれがないと判断するか否かの考慮事由 出願商標の使用をする商品等の出所と、第4条第1項第11号の他人の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の業務に係る商品等の出所が実質的に同一である場合は、混同を生ずるおそれがないと判断する。この場合、商品等の出所が実質的に同一か否かは、例えば、下記の①から③のような、両商標に関する具体的な事情を総合的に考慮して判断する。 ① 出願人と引用商標権者の関係性 ② 商標の使用をする商品等に係る事業の実施状況 ③ 商標の使用態様その他の取引の実情
--

図9 商標審査基準〔改訂第17版〕第3十九、4. 抜粋

例えば、「①出願人と引用商標権者の関係性」に関連して、出願人と先行登録商標権者の間に株式保有関係が存するような場合や、出願人が先行登録商標権者の総代理店であるような場合は、出所が実質的に同一であることを肯定する方向に考慮しやすいと考えます。

両商標が使用される商品等の出所が実質的に同一であり、混同を生ずるおそれがないと考えられる例としては、以下のようなケースが挙げられます。

出願商標	出願人
A	X社、Z社
	指定役務
	第36類「建物の管理」等
先行登録商標	先行登録商標権者
A'	X社、Y社
	指定役務
	第36類「建物の管理」等

- X社、Y社及びZ社は、駅前再開発事業につき、3社で共同企業体（JV）を構成している。
- 当該再開発事業は2つの区画に分かれており、一方をX社とY社が、他方をX社とZ社が施工することになっている。
- X社とY社は、自身の担当する区画について使用する上記先行登録商標を有している。
- X社とZ社は、自身の担当する区画について使用する商標を出願したが、先行登録商標と出願商標はいずれも駅前再開発事業の名称を含むものであるから、類似している。

図10 仮想事例⁽¹⁰⁾

上記仮想事例の場合、X社、Y社及びZ社が、それぞれ先行登録商標及び出願商標を駅前再開発事業に関して使用する限り、出願商標の使用をする商品等の出所と、商標法第4条第1項第11号の他人の登録商標に係る商標権者等の業務に係る商品等の出所が実質的に同一といえることから、混同を生ずるおそれがないと考えられます。

商標審査便覧42.400.01では、両商標が使用される商品等の出所が実質的に同一であり、混同を生ずるおそれがないと考えられる例を他にも紹介していますので、コンセンスト制度の適用の主張にあたり、参考にいただければ幸いです。

3. 3 混同を生ずるおそれがないことの主張・立証に関する留意点

(1) 混同を生ずるおそれがないことの具体的な説明の必要性

コンセンスト制度の適用を主張する出願については、原則として、意見書において混同を生ずるおそれがないこと

の具体的な説明が必要です⁽¹¹⁾。なぜ混同を生ずるおそれがないといえるのか、両商標に関する具体的な事情や提出した証拠資料に関する説明等を記載することにより、具体的な説明（例えば、両商標の使用態様の相違や商品等の市場の特徴等を踏まえ、混同のおそれが生じないよう両商標の使用態様等を限定する合意がされているというような説明）を行うようお願いしています。

「混同を生じるおそれがない」ことについて、具体的な事実・資料を根拠とした説明を、まずは出願人側が的確に行うことで、スムーズな審査、ひいては早期の権利化につながると考えています。例えば、出願人又は先行登録商標権者の関係者が複数存在し、当事者の関係性の整理が必要な案件や、出願人又は先行登録商標権者の業務の形態・分野等が特殊な案件については、審査官が職権調査によってこれらの事情を把握することが困難な場合があり得ることから、特に、出願人側で明確に事実関係を整理していただくことが重要です。

審査官は、混同を生じるおそれがないと認められるか否かを、提出された証拠を確認し、職権調査を行った上で判断します。

コンセント制度の適用を主張する出願に係る、混同を生ずるおそれがないことの具体的な説明について、弁理士の皆様のご協力を期待しています。

なお、例えば、商願 2024-033971「カルダノ」、商願 2024-131697「DeAgostini Cafe Produced by CROCE&Co.」(2026.5.14 追記)、商願 2024-140655「JRE ASSET MANAGEMENT」及び国際登録番号 1796607「halcyon」などは、混同を生ずるおそれがないといえる具体的な説明が適切に意見書に記載されていたので、参考になる事例と考えます。

（２） 提出資料の取扱いと閲覧に関する留意点

特許庁での審査のために提出された書類は、第 72 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合を除き、閲覧の対象となります。例えば、出願人と先行登録商標権者の合意書に営業秘密が記載されていたり、秘密保持条項が定められていたりしても、当該合意書について閲覧制限を希望することはできません。提出する資料に閲覧されたくない内容が含まれている場合には、当該箇所を黒塗りにして提出する、又は合意書に代えて合意内容を要約した書類を提出する等の方法を検討してください。

（３） 審査官とのコミュニケーションの活用

混同を生ずるおそれがないことを具体的に説明できる段階に至っている案件であれば、正式に意見書や各種資料を提出する前に、審査官に感触を尋ねることも可能です⁽¹²⁾。例えば、一度正式に合意書を作成してしまうと、後にその内容を修正したい場合に、先行登録商標権者に対応をお願いしにくいといった事態も想定されるところ、案文の段階で相談していただくことにより、先行登録商標権者との調整等も容易になると考えます。ただし、例えば、合意書の案文を審査官に提示するのみで、混同を生ずるおそれがないことの具体的な説明がなされていないような場合や、案件全体としてコンセント制度の適用可否の判断が可能な状態でない場合（例：一部の先行登録商標との関係を整理した資料案しか示せない場合等）は、相談をお受けすることが困難となることがありますので、あらかじめご理解いただければ幸いです。

また、審査官は、提出された資料から混同を生ずるおそれが認められるとの心証を得た場合でも、原則として、直ちに拒絶査定をすることはありません⁽¹³⁾。代理人の皆様と審査官が適切なコミュニケーションを取りながら、コンセント制度の適用を積極的に目指していければと考えています。

４．おわりに

本稿では、令和 7 年度に実施したコンセント制度に係る商標審査基準の改訂内容及びその背景、並びに令和 8 年 4 月 1 日以降の審査の考え方や実務上の留意点について説明しました。コンセント制度が適用された実案件の蓄積を踏まえ、混同を生ずるおそれがないと判断し得る場合を一部明確化できたことは、同制度をより活用しやすくするものと考えています。

コンセン同意制度の活用にあたっては、先行登録商標権者の承諾があることのみならず、両商標に関する具体的な事情を踏まえ、混同を生ずるおそれがないことを適切に主張・立証していただくことが重要です。本稿が、コンセン同意制度の活用にあたり、皆様にとって何らかの御参考となれば幸甚です。

特許庁は、コンセン同意制度の活用が広がり、新規事業でのブランド選択の幅が広がることを通じて、中小・スタートアップ企業を始めユーザーの皆様の新たなチャレンジを後押ししております。今後も、同制度の円滑かつ適切な運用に努めてまいります。

最後に、弁理士の皆様への期待を申し上げます。

特許庁では、ユーザーの適切な権利取得や国際的な制度調和を目的として、商標法改正や商標審査基準・商標審査便覧の改訂を進めてまいりました。これらの検討においてはユーザーニーズの把握が極めて重要であり、今般の改訂に際しては、弁理士の皆様から、出願人及び代理人の実情やニーズに関する的確な情報をご提供いただいたことで、ユーザー目線に立った制度設計が実現できたものと考えております。今後とも、商標制度の一層の充実に向け、実務の現場に根ざしたご意見・ご助言を特許庁にお寄せいただくとともに、制度の円滑な運用にご支援を賜ることを期待しております。

また、今般の改訂では、導入間もないコンセン同意制度について、利用実態や出願状況を踏まえ、より活用しやすい内容としました。弁理士の皆様におかれましては、改訂内容をご確認の上、制度の活用に積極的に取り組んでいただき、ユーザーの利益に資する場合には、制度の活用を躊躇することなく、適切な書類を添えて意見主張を行うなど、弁理士の立場からコンセン同意制度の活用を推進していただくことを期待しております。

(注)

- (1) 第4条第4項の新設に伴い、第8条でも同趣旨の改正が行われたため、同日に二以上の商標登録出願があった場合にも、コンセン同意制度の利用が可能です。
- (2) 商標審査基準〔改訂第17版〕第3十九、4.(2)
- (3) 特許庁ウェブサイト「コンセン同意制度の導入」
<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/index.html> (2026年4月9日閲覧)
- (4) 特許庁ウェブサイト「商標審査基準〔改訂第17版〕について」
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/kijun-kaitei/17th_kaitei_2026.html (2026年4月9日閲覧)
- (5) 特許庁ウェブサイト「コンセン同意制度に関するQ&A」Q4-1
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/consent_qa.html (2026年4月9日閲覧)
- (6) 産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第37回商標審査基準ワーキンググループ資料1をもとに作成。なお、本稿ではモノクロで作成しているため、掲載している登録商標の色彩は、実際の登録商標の色彩と異なる場合があります。
- (7) 特許庁ウェブサイト「コンセン同意制度に関するQ&A」Q2-14及びQ2-15
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/consent/consent_qa.html (2026年4月9日閲覧)
- (8) 商標審査便覧42.400.03「支配関係の存在により混同を生ずるおそれがないものとして取り扱う場合の審査運用について」
- (9) 商標審査便覧42.400.01「先願に係る他人の登録商標の例外に関する審査の具体的な取扱い」
- (10) 同便覧をもとに作成。
- (11) 商標審査便覧42.400.02「商標法第4条第4項の主張に係る資料の取扱い」
- (12) 「面接ガイドライン【商標審査編】」に従って、ご相談ください。
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html (2026年4月9日閲覧)
- (13) 商標審査基準〔改訂第17版〕第3十九、4.(6)

(原稿受領 2026.4.10)